

京都大学フィールド科学教育研究センター海域ステーション瀬戸臨海実験所水族館観覧規程の一部を改正する規程

京都大学フィールド科学教育研究センター海域ステーション瀬戸臨海実験所水族館観覧規程（昭和39年4月1日総長裁定）の一部を次のように改正する。

第2条中「12月29日から翌年1月3日までの期間を除き」を削る。

第3条中「午後5時」を「午後5時半」に改める。

第6条第1項中「学術研究又は実習の目的で」を「学術研究及び実習を目的とする観覧（以下「研究等観覧」という。）或いは実験所長がその他の理由で必要と認めた場合に」に改める。

第6条第2項及び第7条（見出しを含む。）中「特別」を「研究等」に改める。

附 則

この規程は、平成16年12月25日から施行する。